

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町 1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

コロナ感染のパンデミックの中で命を守る、雇用と生活を守る取り組みを！

コロナ感染の拡大の中で、
 メーカーをはじめ、20春闘
 行動等大きな影響を受けて
 います。例年であれば、春闘
 行動や各職場の団体交渉が
 連日続いている季節ですが、
 自粛ムードの中で、労働組合
 の存在すら影が薄くなつて
 います。しかしながら、今、
 まさにこういう状況だから
 こそ、強く労働組合の存在
 と、仲間の連帯が求められて
 います。

私たち労働組合に求めら
 れていることの第1に、私た
 ち自身が、命を守る組み
 みとして、感染しないよう、感
 染させないよう細心の注意
 を払いながら活動をしてい
 くことはもちろんですが、同
 時に、医療現場をはじめ、介
 護・福祉や、食料品・医療品
 販売、物流、公共輸送、清掃
 等、私たちの生活維持のため
 に欠かせない職場で、感染リ
 スクを抱えながら働いてい
 る労働者の健康と安全を守
 る取り組みが求められてい
 ます。全国一般神奈川にも、
 医療、介護をはじめとした感
 染リスクの高い職場で働く
 仲間がいます。

そして第2に、政府によ
 る、補償のない自粛要請で、
 小売店をはじめ中小零細職場
 では、業務量の減少、倒産に
 よる雇い止め、解雇等、雇用
 と生活の不安に直面してい
 る労働者が生まれています。
 とりわけ非正規労働者、派遣
 労働者の雇用が真っ先に矢
 面に立たされています。地域
 では、タクシーの仲間が營收
 減に見舞われ、必死に企業と
 の交渉に臨んでいます。自粛
 要請が長引くと、さらに拡大
 することとなります。
 私たちは企業内労組では
 なく、地域の社会的な存在と
 しての労働運動に取り組ん
 でいます。労働組合として、
 組合員の職場はもちろん、あ
 らゆる労働現場での課題に
 ついても全力で取り組む必
 要があります。

一方で、感染拡大の中で、
 様々な社会状況が発生して
 います。過剰に感染リスクを
 避ける行動は、感染リスクの
 高い労働者への排除、差別と
 して現れています。また、感
 染リスクを下げることを妨
 げているとして、他者への中
 傷、バッシングがおこなわ
 れ、差別排外主義が強まって
 います。寿では、今日生きる
 ための炊き出しがバッシン
 グを受けています。同時に
 「新しい生活様式」と称し、
 国や行政が、私たちの生活
 隅々まで入り込み、管理する
 社会は、私たちの権利や自由
 の制限に繋がってきます。
 私たち労働組合には、組合
 員の創意工夫で感染リスク
 を下げながら、そして生活を
 守る、雇用を守る、権利を守
 る取り組みが求められてい
 ます。厳しい状況であるから
 こそ、寛容さを失わず、地域
 の仲間、全国の仲間と連帯
 し、私たちに求められている
 課題解決を進めていきまし
 よう。
 (委員長 沢口)



スケジュール

- 5月13日 19時 事務所
神奈川合同支部会議
- 5月14日 18時
多摩川病院団体交渉
- 5月14日 19時 事務所
県共闘幹事会
- 5月17日 10時 事務所
機関紙発送作業
- 5月17日 14時 寿公園
寿労働相談
- 5月17日 14時 事務所
ビステオン会議
- 5月18日 19時 事務所
第8回担当者会議
- 5月19日 18時 溝の口
らぼうるの樹団体交渉
- 5月20日 19時 事務所
神奈川労働相談センター会議
- 5月21日 10時30分 本部事務所
中央本部書記局会議
- 5月22日 17時30分
ビステオン団体交渉
- 5月24日 12時 本部事務所
中央本部執行委員会
- 5月24日 14時 事務所
第8回支部代表者会議
- 5月26日 17時30分 横浜西口
JAL横浜情宣行動

命を守れ！コロナ肺炎下 寿の取り組み

特別寄稿

寿日雇労働者組合 近藤昇



毎週金曜日に行われる寿での炊き出し準備の様子

コロナウイルス肺炎の大流行の中で、日雇や派遣などの不安定な形で雇われていた労働者たちが相次いで仕事を失っている。彼らの多くは不安定な雇用の故に、自宅やアパートなどの生活が苦しく、ネトカエやマンガ喫茶などで寝泊まりすることを余儀なくされている。ところが、彼らの定宿であるネトカエがコロナ肺炎のせいで休業に追い込まれ、その結果寝場所を失う人が続出しているのだ。神奈川県はこれらのネトカエ 難民に県立武道館を4月11日に上限80人で開放したが、その上限ギリギリの数の人が入所している。武道館は冷暖房もなく、初期の頃は夜は冷え込むこともあったようだ。

私たちが寿日雇 寿日雇労働者組合は、地域の越冬実行委員会や炊出しの会、医療、法律関係者と共に神奈川県と横浜市に対して4月20日に緊急要求書を提出した。そして現在までに2回4月25日5月2日 武道館の入所者5月2

日現在63人支援として物資の差し入れを行い、5月2日には武道館前で緊急相談会を取り組んだ。しかし、県は6日で武道館使用を終了する予定で、それ以外は軽症者用にアパホテル（中区を借り上げていること）や県営住宅の入居案内をする程度らしく、対策の拡大を強く要請したい。

現在 全国スパーゼネシンの現場が止まりつつある。それぞれ数百の現場があると言われているが、これが止まれば下請けが運営する「飯場」も閉鎖される可能性が強い。そうなるとうり行き場を失った日雇労働者たちが路上に追いやられることが予想されるが、山谷や全国の日雇労働者と連携して5月連休明け後の対政府申入れも視野に入れて現在調整中だ。その際は皆さんにも是悲ご協力をお願いしたい。

寿は様々な妨害はあるものの現在も毎週金曜日の炊出しを継続中です！

コロナ関連相談から問われる労働相談と労働組合の真価

3月18日から4月27日まで私の担当分(月、火、水、金曜日の電話相談)だけで14件のコロナ関連電話相談がありました。相談内容は大別すると以下のとおりです。

- ① 不利益行為 PCRは陰性だったが解雇されたという事例もありました。
 - ② 業務量減少による休業休業手当一雇用調整助成金を推奨しますが、安い(非正規の場合6割×6割=36%、上限8330円)、経営者が休業手当を手続きしなければ助成金も出ない。
 - ③ 特別休暇 学校休校などに対する休暇だが、これまた経営者が休暇を認めなければ助成金も出ない。休業手当(労基法26条)と違い罰則規定もない。何の強制力もない
 - ④ 同じビルに多数の感染者が出たがビル自体休業ならず労基法15条安全配慮義務
 - ⑤ 正社員在宅勤務 派遣など非正規は出勤 非正規も在宅勤務させる。パート労働法、改正派遣法等々ですが、何れも深刻です。何度も電話してくる相談者も複数ありました。組合への紹介複数ありました。
- 労働相談は、これからです。1929年に始まる世界大恐慌に匹敵する未曾有の経済危機とこれまでにない倒産、失業は必至です。労働相談と労働組合の真価が問われます。
- (横澤)